○法務省令第二十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則

（名称及び位置）

第一条　刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑務所等」という。）の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（所長）

第二条　刑務所等に、所長を置く。

２　所長は、刑務所等の事務を掌理する。

（次長）

第三条　市原青年矯正センターに、次長一人を置く。

２　次長は、所長を助け、市原青年矯正センターの事務を整理する。

（刑務所等に置く部等）

第四条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑務所等の名称	部及び室の名称
府中刑務所　横浜刑務所　大阪刑務所	総務部　企画調整部　矯正処遇部　調査・支援部　医務部　国際対策室
札幌刑務所　宮城刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所	総務部　企画調整部　矯正処遇部　調査・支援部　医務部
東京拘置所	総務部　矯正処遇部　調査・支援部　医務部　国際対策室
東日本成人矯正医療センター	総務部　矯正処遇部　医療第一部　医療第二部　准看護師養成部
喜連川社会復帰促進センター	総務部　企画調整部　矯正処遇部　調査・支援部
千葉刑務所　静岡刑務所　名古屋刑務所　京都刑務所　大分刑務所	総務部　企画調整部　矯正処遇部　医務部
栃木刑務所	総務部　企画調整部　矯正処遇部　国際対策室
大阪拘置所	総務部　矯正処遇部　調査・支援部　医務部
網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　川刑務所　和歌山刑務所　長崎刑務所　福島刑務所　加古川刑務所	総務部　企画調整部　矯正処遇部
名古屋拘置所	総務部　矯正処遇部　調査・支援部
岡崎医療刑務所　西日本成人矯正医療センター　北九州医療刑務所	総務部　矯正処遇部　医療部
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）	総務部　矯正処遇部

２　前項に掲げる部及び室のほか、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターに、それぞれ更生支援企画官一人を置く。

（総務部の所掌事務）

第五条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

二　人事に関すること。

三　名籍に関すること。

四　指紋に関すること。

五　統計に関すること。

六　刑事施設視察委員会の庶務に関すること。

七　経理に関すること。

八　領置物及び保管物に関すること。

九　営繕に関すること。

十　給養に関すること。

十一　職員の福祉に関すること。

十二　前各号に掲げるもののほか、刑務所等の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（総務部に置く課及び所掌事務）

第六条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の総務部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター　島根あさひ社会復帰促進センター　美祢社会復帰促進センター	庶務課	前条第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる事務
	経理課	前条第七号から第十一号までに掲げる事務
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）	庶務課	前条第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる事務
	会計課	前条第七号（用度課の所掌に属するものを除く。）及び第八号に掲げる事務
	用度課	前条第七号に掲げる事務のうち、物資の購入及び保管に関する事務並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事務

（総務部の調査官）

第七条　前条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、横浜刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所、川越少年刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

２　調査官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。

（市原青年矯正センターの庶務課）

第八条　市原青年矯正センターに、庶務課を置く。

２　庶務課は、第五条各号に掲げる事務をつかさどる。